

(重要) リモート学習にかかる確認事項(改訂版)

保護者様

お休みの際のリモート授業について、昨年の1月にwithコロナに沿った持続可能な教育活動としていくため、方針を確認させていただきました。5月8日以降に新型コロナウイルス感染症は、5類感染症に移行し、濃厚接触者であっても登校を控えることを求める必要はないことや、マスクの着用を求めない、黙食は必要ないこと等、変更点があったことは、すでにお知らせしている通りです。

5月8日以降の変更に伴い、リモート学習(授業)について再度、確認させていただきます。リモート授業の対象はあくまで「体が元気で、本来授業を受けられる状況であるにも関わらず、学級閉鎖、感染防止等の理由で授業に参加できない児童」です。個々の体調不良による欠席や忌引きは原則として対象ではありません。

現状で、対面授業を行いながら同時にリモート授業を行うことは設備・技能の両面において負担となっています。例えば、学校にはリモート配信用の機器がなく、通常は教師用タブレットを使用するため、教師がタブレットを活用した授業を行うことができなくなります。

日々の授業の質の維持・向上と同時に、学校に来られない子のためのリモート授業継続のため、以下に示した方針をご一読の上、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

◎リモート学習参加はお休みした際の義務ではありません。

◎リモート学習の対象者は「体が元気で、本来授業を受けられる状況であるにも関わらず、学級閉鎖、感染防止等の理由により参加できない児童」です。体調不良による欠席や、忌引きの際は原則として行いません。

◎リモート授業は原則として定点で行います。

◎リモート授業にはきちんと座って、画面に顔を出して参加してください。寝転んだり、カメラを切ったりした状態では対応しません。

◎1日に可能なリモート授業の目安は2、3時間程度です。

◎リモート授業を受けることで、登校意欲に減退が見られる場合は、保護者様と相談の上、リモート授業を行わないことがあります。

◎担任が出張等で学校に不在の場合は、原則としてリモート授業は行いません。

◎あくまでも授業の実施を目的としておりますので朝会、集会には対応しかねます。

※その他、欠席した際のプリント類や宿題等、緊急なもの以外は、登校できるようになった時にまとめてお渡しします。

以上です。よろしくお願いします。

和光市立新倉小学校